

【FAQに 栄養成分表示『この表示値は、目安です。』を追加いたしました。】



この表示値は、目安です。



2020年4月1日から新たな食品表示制度が完全施行となり、容器包装に入れられた一般用加工食品に栄養成分表示が義務化されています。

ドライフルーツやナッツなどは加工食品ですので、一般消費者向けの商品には表示が必要です。(業務用は任意 = 表示スペースが限られた表示ラベルの情報よりも、業務用であれば別途商品規格書などを参照した方が確実だと思います)

表示する値は分析や分析以外の方法(データベース値やその値からの計算値等)によって得ますが、当該食品の表示値の許容差の範囲(表示義務5項目は主に±20%です。栄養成分ごとの許容差の範囲は、食品表示基準別表第9に掲げられています)を超える可能性がある場合、『合理的な推定により得られた一定の値の表示』が可能です。

その場合、表示値が定められた分析方法によって得られた値と一致しない可能性を示すた

めに **①『推定値』 または ②『この表示値は、目安です。』** の表示をします。

併せて、行政機関等の求めに応じて表示値の設定根拠を説明できる資料を保管しておく必要があります。表示値に自信がないから、単純に推定値として「この表示値は、目安です。」と表示しておけばいいという訳ではありません。推定値で表示をするのであれば、合理的な推定をした設定根拠がなければならないのです。

また、下記の場合、合理的な推定により得られた一定の値の表示をすることが出来ないことに注意が必要です。

- ・ 栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合
- ・ 糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合
- ・ 栄養機能食品 ・ 特定保健用食品 ・ 機能性表示食品（ただし、生鮮食品を除く。）

糖類を添加していない旨の表示 → 「砂糖不使用」など

ナトリウム塩を添加していない旨の表示 → 「食塩無添加」など

ドライフルーツやナッツ関連商品の訴求ポイントとして、「砂糖不使用」や「食塩無添加」などの無添加強調表示をすることもあるかと思えます。この場合、『この表示値は、目安です。』という表示をすることは出来ませんので注意が必要です。

※無添加強調表示については、下記をご参照下さい。

◆糖類を添加していない旨の表示 → 「砂糖不使用」など

FAQ ドライフルーツよくある質問

[【食品表示・関連法令】Q. 砂糖を使わなければ「砂糖不使用」と言えるのか？](#)

◆ナトリウム塩を添加していない旨の表示 → 「食塩無添加」など

以下の2つの要件を両方満たしていること

a いかなるナトリウム塩も添加されていないこと（塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウム等）

ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合（重曹等、呈味成分ではないものにナトリウム塩が含まれている場合）であって、当該食品に含まれるナトリウムの量が食品表示基準 別表第13「低い旨の表示の基準値」以下であるときは、この限りでない。

b ナトリウム塩（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと（添加ナトリウム塩に代わる原材料の例：ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソース等）。



株式会社 三海（サンカイ）

〒101-0021

東京都千代田区外神田5丁目4番9号 ハニー外神田第二ビル1F

TEL : 03-3834-1756 FAX : 03-3834-1750